

「第4章 デラウェア州における会社補償制度——1967年改正とその後の展開」

第6期 客員研究員

東京大学大学院法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センター特任講師

山中利晃

要約

アメリカでは、取締役等を被告とする訴訟が多く提起されているが、判決で認められた損害賠償金(以下「判決額」という)、和解金および争訟費用を含め、社外取締役が個人で出捐することは稀であるとされている。これは、アメリカにおいて、責任法制、会社補償(indemnification)および会社役員賠償責任保険(以下「D&O保険」という)が、社外取締役に対する「保護の層」(“layers of protection”)として機能しているためであるとされている。

代表的なデラウェア州における会社法(1967年改正前は General Corporation Law of the State of Delaware、同年改正後は General Corporation Law、これらを以下「DGCL」という)に会社補償に関する明文の規定が置かれたのは、1943年改正によるものであるが、同年改正 DGCL 上の会社補償制度は、会社補償が認められる対象や手続を具体的に規定しておらず、また、裁判所が公序(public policy)の観点から会社補償に課す制約の内容も必ずしも明確ではなかったことが、会社が実際に補償を行う際の課題になっていた。その後、1967年改正が DGCL145 条に会社補償に関するより詳細な規定を置き、対第三者(会社以外、以下同じ)責任(同条 a 項)と対会社責任(同条 b 項)に応じて、会社が任意で補償を行うことが認められる補償の対象——判決額、和解金および争訟費用等——やその手続を明確にした。また、取締役等が勝訴した場合には会社が義務的に補償を行わなければならないとする規定(同条 c 項)等も設けられた。同年改正により、デラウェア州において会社補償が DGCL 上の制度として明確にされ、確立したといえるが、同年改正後にも一定の課題が生じ、様々な改正がされ、現在(2017年11月末時点、以下同じ)の詳細かつ明確な同法同条が形成された経緯がある。

本稿では、1967年改正 DGCL145 条の概要と同年改正の背景に関する解説を紹介した上で、その後の課題に関する指摘および改正に関する解説を紹介し、若干の点を付言している。

以上

(掲載誌：山中利晃「第4章 デラウェア州における会社補償制度——1967年改正とその後の展開」会社補償実務研究会編『成長戦略と企業法制 会社補償の実務』131頁～149頁（商事法務、2018年）。

- (注) 1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用（転用・複製等）及び改変を行うことはできません。
- 2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。